2019年７月時点

河川法 許可申請手続案内

大阪府　枚方土木事務所

〒573-0027大阪府枚方市大垣内町2丁目15番1号

電話：072-844-1331（代表）

担当：管理課

◆河川法申請

【概要】

河川区域内の土地の排他・独占的な使用（第24条）や、河川区域内における工作物の設置（第26条）、河川保全区域内における工作物の新改築、土地の形状変更（第55条）

等を行う場合には、河川法の申請が必要となります。

【申請方法】

河川法第24条を含む申請は、書類を3部（正本1部、副本2部）作成し、申請場所を所管する市役所の下記の窓口に提出してください。市役所が控えとして1部を受領し、経由したことがわかる押印または書類を発行しますので、残りの2部（正1部、副1部）とともに当所に提出してください。

※河川法第24条を含む場合でも、一時占用（行事による一時的な利用等）の場合は、市役所の経由は不要です。その場合は2部（正1部、副1部）を直接当所に提出してください。

【経由先】（２０１９年７月３日現在）

　枚方市　　　土木部道路　河川管理課

　　　　　　　　電話　050-7102-6510

　交野市　　　都市整備部　道路河川課

　　　　　　　　電話　072-892-0121（代表）

　寝屋川市　　上下水道局　下水道事業課

　　　　　　　　電話　072-824-1181（内線2774）

　大東市　　　街づくり部　都市政策室　開発指導課

　　　　　　　　電話　072-870-0478

　四條畷市　　都市整備部　建設課

　　　　　　　　電話　072-877-2121（代表）

【提出先】

〒573-0027　大阪府枚方市大垣内町2丁目15番1号　北河内府民センター2階

　大阪府枚方土木事務所　管理課

　　　電話　072-844-1331

　　　FAX　072-843-4623

　　　HP　 <http://www.pref.osaka.lg.jp/hirado/>

河川保全区域

①官民境界より18m

⇒船橋川・穂谷川・天野川・寝屋川

②官民境界より9m

⇒藤田川・北　川・前　川・南前川・たち川・打上川・讃良川

岡部川・清滝川・江蝉川・権現川・谷田川・鍋田川

③河川保全区域なし

⇒寝屋川導水路・清滝川分水路

管理区域

寝屋川については、京阪電車「萱島駅」より上流が当所の管理です。

京阪電車「萱島駅」より下流については、寝屋川水系改修工営所 河川管理Ｇ（06-6962-7662）です。

また、「淀川」については、国土交通省管轄の為、国土交通省淀川河川事務所（072-843-2861～8）の所管となっています。

河川堤体の保護に関する規制

河川法により申請を行う際は、定規断面を侵してはならない。（掘削及び埋設物不可）

* 定規断面とは、その河川の必要最小限の堤防断面を言う。

定規断面〔図解〕



h　⇒　4m　船橋川・穂谷川・天野川・寝屋川・寝屋川導水路

　　　 3m　藤田川・北　川・前　川・南前川・たち川・打上川・讃良川・岡部川

　　　　　　清滝川・清滝川分水路・江蝉川・権現川・谷田川・鍋田川

◆許可申請不要行為

　　　(ァ)　河川区域内における軽易な維持行為（法第20条、施行令第12条）

河川区域内において、草刈り、軽易な障害物の処分や、これらに類する小規模な維持行為は、河川管理者の承認は要しない。

　　　(ィ)　堤外民有地における占用（法第24条）

堤外民有地（河川区域内において、国や府が権原を有していない土地を指す。以下同じ）を、当該堤外民有地の権原を有する者が占用する場合には、法第24条の許可は要しない。

ただし、工作物を設置する場合の法第26条の許可など、法第24条以外の規定の許可があわせて必要な場合には、当該規定の許可が必要となる。

　　　(ゥ)　河川区域内の土地の掘削のうち、政令で定める軽易な行為（法第27条第1項、施行令第15条の4）

　　　　　以下に掲げる行為は、河川管理者の許可は要しない。

　　　　a　河川管理施設から１０ｍ以上はなれた土地における耕耘

　　　　b　許可を受けて設置された取水施設又は排水施設の機能維持のための土砂等の排除

　　　　c　河川管理者が指定した区域または樹林帯区域以外の竹木の伐採

　　　　d　その他河川管理者が影響が少ないとして指定した行為

　　　(ェ)　河川保全区域における許可を要する行為のうち、政令で定める行為（法第55条第1項、施行令第34条）

　　　　　以下に掲げる行為は、河川管理者の許可は要しない。

　　　　a　耕耘

　　　　b　河川管理施設の敷地から距離が５ｍを超える土地における行為のうち、以下のもの

(a) 堤内地の土地における地表から３ｍ以内の盛土

(b) 堤内地における地表から１ｍ以内の土地の掘削又は切土

(c) 堤内地における工作物（コンクリート造・石造・レンガ造等の堅固な物、及び貯水池・水槽・井戸・水路等、水が浸水する恐れがあるものを除く。）の新築又は改築



(a)～(c)の行為以外は許可が必要

◆添付図書

　申請書に添付すべき図書の例（継続許可を除く）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 河川管理者以外の者が施行する河川工事の承認申請（２０条） | 流水の占用許可（２３条） | 土地の占用許可（２４条） | 土砂等の採取許可（２５条） | 工作物設置許可（２６条） | 土地の掘削等の許可（２７条） | 河川管理上支障を及ぼす恐れのある行為の許可（２９条）竹木等の流送の許可（２８条） | 許可に基づく地位の承継の届出（３３条） | 権利の譲渡の申請（３４条） | 河川保全区域内行為の許可（５５条） | 河川予定地内行為の許可（５７条） |
| 様式第８（甲）及び右記記載様式 | ― | 乙１ | 乙２ | 乙3 | 乙４ | 乙５ | 乙6 | 第11 | 第12 | 乙４乙５ | 乙４乙５ |
| ①事業概要書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ |
| ②位置図 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③理由書 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ |  |  |
| ④実測平面図 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  | ○ | ○ |
| ⑤実測断面図 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  | ○ | ○ |
| ⑥丈量図・面積計算書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  | ○ | ○ |
| ⑦土地の権原に関する図書 | △ | △ | △ | △ |  |  |  |  |  | △ | △ |
| ⑧工作物等設計構造図 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  | ○ | ○ |
| ⑨工事実施方法記載図書 | ○ | △ | △ | △ | ○ | ○ |  |  |  | △ | △ |
| ⑩現地写真 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑪他の行政機関の許可の写し等 | △ | △ | △ | △ | △ | △ |  |  |  | △ | △ |
| ⑫他事業に及ぼす影響及びその対策の概要 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |  |  |  |  |
| ⑬その他参考となるべき事項を記載した図書 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | △ | △ |

* 「○」は必須書類、「△」は内容により必要があれば添付する。
* 複数の規定に係る同時申請の場合、重複する書類は省略できる。
* 様式は「大阪府＿河川法申請一覧」と検索もしくは以下ＵＲＬよりダウンロード可能

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/shinsei/shinseiichiran.html>

ア　事業概要書

・申請の事業計画について、その内容を記載する。

イ　位置図

　　　・縮尺は１／５０，０００を原則とし、申請箇所を表示する。

ウ　理由書

　　　・申請または届出に至る経緯・理由または必要性について記載する。①事業概要書とまとめることも可。

エ　実測平面図

　　　・縮尺は原則として１／２５０～１／５００とする。

　　　・占用場所、工作物設置箇所などがわかるよう、必要な区域を全て含め、付近の状況や流水の方向等についても記載する。

　　　・河川区域線、河川保全区域線を分別して記入する。

　　　・占用範囲と行為範囲を区別して記載する。

　　　・実測断面図と照合できるよう、測定線を記入する。

オ　実測断面図

　　　・内容により、縦断図・横断図両方を作成する。

　　　・縮尺は原則として、１／１００～１／２５０とし、縦断、横断とも同一の縮尺とする。

　　　・河川の現況断面・改修計画の定規断面・計画高水位及び余裕高・計画河床等を明示し、行為に係る計画地盤高を記入する。

　　　・河川区域線、河川保全区域線を分別して記入する。

　　　・占用・行為の事前・事後の様子がわかるように記載する。

カ　丈量図・面積計算書

　　　・原則として実測平面図と同一縮尺で作成する。

　　　・面積の単位は㎡とし、小数点第四位を切上げ第三位まで記載する。

キ　土地の権原に関する図書

　　　・土地登記簿謄本、土地の売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、使用承諾書、起工承諾書、同意書等のうち審査に必要なものとする。

ク　工作物等設計構造図

　　　・平面的・断面的に構造が把握出来るものとする。

　　　・縮尺は実測平面図・実測断面図と同一とする。

　　　・河川の現況断面・改修計画の定規断面・計画高水位及び余裕高・計画河床・工作物の基礎、掘削線等、審査に必要な情報を全て記載する。

　　　・河川区域線、河川保全区域線を分別して記入する。

　　　・工作物が長大、複雑な場合は別途詳細図を作成する。

　　　・必要であれば、工作物の安定計算等の資料を添付する。

ケ　工事実施方法記載図書

　　　・工事工程表を添付する。

・工事の実施にあたり次の事項等を考慮のうえ、その対策を記載した資料を作成する。

　　　　○　河川区域内において出水期中の工事は行わないこと。

　　　　○　安全対策、交通対策も記載すること。

　　コ　現地写真

　　　・現地の状況を確認できる写真。複数の方向から撮影し、撮影方向を示した位置図を合わせて添付する。

　　サ　他の行政機関の許可書の写し等

　　　・他の行政機関の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面

　　シ　他事業に及ぼす影響及びその対策の概要

　　　・他の河川使用者、漁業権者等に影響が生じる場合には、影響の内容及びその対策について概要を記載する。

　　ス　その他参考となるべき事項を記載した図書

　　　・排水施設を設ける場合は、排水経路の概要図

　　　・既存許可の変更申請の場合等は、前回許可書の写し

　　　・代理人申請の場合は委任状

　　　・３３条、３４条申請については、地位の承継・権利の譲渡を示す図書等

　　　・その他申請内容の審査に必要な書類

別記様式第８（甲）

|  |
| --- |
| 許　可　申　請　書  　　年　　月　　日　大阪府　枚方土木事務所長　様 申請者：住所　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　河川法第　　　　　　　　の許可 別紙のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を申請します。河川法施行令第　　　　　の許可  |

　備　考

１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

　２　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

３　施行令第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第　条」の箇所に根拠条文を全て記載すること。

別記様式第８（甲）

|  |
| --- |
| **【河川法申請の鑑文　記入例】**許　可　申　請　書  　　年　　月　　日　大阪府　枚方土木事務所長　様 申請者：住所　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　※左記のようにまとめて記載可***２４******２６******５５***河川法第　　　　　　　　の許可 別紙のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を申請します。河川法施行令第　　　　　の許可 ***連絡先***※担当者の連絡先を記入（許可書受取時・不足書類等ありましたらご連絡することがございます。） |

　備　考

１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

　２　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

３　施行令第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第　条」の箇所に根拠条文を全て記載すること。

様式（乙の２）

法第24条

|  |
| --- |
| （土地の占用）１　河川の名称　　　２　占用の目的及び態様 　　　　　　　３　占用の場所 ４　占用面積５　占用期間 |

　備　考

１　「占用の目的および態様」については、田、畑、公園、運動場等を設置する等のため使用する棟を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。

２　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項についても変更前のものを赤色で併記すること。

様式（乙の４）

法第57条

法第55条

法第26条

|  |
| --- |
| （工作物の新築、改築、除却）１　河川の名称２　目的３　場所４　工作物の名称又は種類５　工作物の構造又は能力６　工事の実施方法７　工期８　占用面積９　占用の期間 |

　備　考

１　「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、 該当するものを記載すること。

２　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。

３　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

様式（乙の５）

法第57条

法第27条第1項

法第55条

|  |
| --- |
| （土地の形状の変更、竹木の裁植、竹木の伐採）１　河川の名称２　行為の目的３　行為の場所及び行為に係る土地の面積４　行為の内容５　行為の方法６　行為の期間  |

　備　考

　１　「（土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採）」の箇所には、該当するものを記載すること。

　２　「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。

　（１）土地の形状を変更する行為にあっては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。

　（２）竹木の栽植又は伐採にあっては、竹木の種類及び数量を記載すること。

　３　「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。

　（１）機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。

　（２）行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。

　４　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

別記様式第11

法第33条

|  |
| --- |
| 地　位　承　継　届 　　年　　月　　日　大阪府　枚方土木事務所長　様 届出人：住所　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　河川法第３３条の規定により、次のとおり届け出ます。１　河川の名称２　被承継人　住所　　　　　　　氏名３　承継の年月日４　承継に関する事実５　許可の年月日及び番号６　許可の内容及び条件の概要 |

　備　考

１　届出人又は被承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

　２　氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

３　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

４　｢承継に関する事実｣の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載すること。

別記様式第12

法第34条

|  |
| --- |
| 権利譲渡承認申請書  　　年　　月　　日　大阪府　枚方土木事務所長　様 申請者：譲り渡そうとする者　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　譲り受けようとする者　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　次のとおり河川法第３４条の承認を申請します。１　河川の名称２　譲渡しようとする権利の内容３　許可の年月日及び番号４　許可の内容及び条件の概要 |

　備　考

１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

　２　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

３　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

|  |
| --- |
| ※許可書の写し・位置図・着手前後の写真を添付工事等の着手・完了届出書　　　年　　　月　　　日　　大阪府　枚方　土木事務所長 様住所届出者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名　　　　　　　　着手する　　次のとおり、　　　　　ので、大阪府河川管理規則第３条の規定により届け出ます。　　　　　　　　完了した |
| 着手日又は完了日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 河川名 |  | 許可年月日許可番号 |  |
| 場所 |  |
| 許可の内容 |  |
| 工事業者及び工事責任者 | 　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 |  |